四　産前産後休業を終了した日において養育する当該産前産後休業に係る子の氏名及び生年月日
五　産前産後休業を終了した日の翌日が属する月以後三月間の各月の報酬の額及び当該各月における報酬の支払の基礎となった日数

（存続厚生年金基金に係る産前産後休業期間中の加入員についての掛金免除の申出等に関する経過措置）

第十七条の三　存続厚生年金基金の設立事業所の事業主は、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第九項において準用する同条第七項又は第八項に規定する申出をするときは、当該申出に係る加入員について、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

一　氏名及び生年月日
二　加入員番号
三　使用されている事業所の名称及び所在地
四　産前産後休業を開始した年月日
五　産前産後休業に係る子の出産予定年月日
六　多胎妊娠の場合にあっては、その旨
七　申出に係る加入員が産前産後休業に係る子を出産した場合にあっては、当該子の氏名及び生年月日
八　産前産後休業を終了する年月日（次項において「産前産後休業終了予定日」という。）

2　平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第九項において準用する同条第七項若しくは第八項の規定により掛金の額又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十条第十項において準用する同条第八項の規定により徴収金の額が免除された加入員を使用する存続厚生年金基金の設立事業所の事業主であって、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十九条第九項において準用する同条第七項又は第八項に規定する申出をしたものは、前項各号に掲げる事項に変更があったとき又は当該加入員が産前産後休業終了予定日の前日までに産前産後休業を終了したときは、速やかに、その旨を記載した届書を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

（存続厚生年金基金に係る受給権者の所在不明の届出等に関する経過措置）

第十七条の四　存続厚生年金基金が支給する年金たる給付の受給権を有する者（以下この条において「受給権者」という。）の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が一月以上明らかでないときは、規約の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した届書を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

一　所在不明となった受給権者の氏名及び性別
二　受給権者と同一世帯である旨
三　年金証書の番号

2　存続厚生年金基金は、前項の届書が提出されたときには、規約の定めるところにより、当該受給権者に対し、自ら署名した書面その他の生存を明らかにすることができる書面の提出を求めることができる。

3　前項の規定により同項に規定する書面の提出を求められた受給権者は、規約の定めるところにより、当該書面を存続厚生年金基金に提出しなければならない。

第十八条中「前条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第二十二条中「（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百十七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（存続連合会に係る受給権者の所在不明の届出等に関する経過措置）

第四十九条の二　第十七条の四の規定は、存続連合会が支給する年金たる給付に関する手続について準用する。

附　則

この省令は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第四十二号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項並びに第四十五条第二号及び第三号、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第十五条第三号、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十九条第一項、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第三号及び第十号並びに精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第三号及び第九号の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第一条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の七の次に次の一条を加える。

第三十六条の八　削除

第六十四条の二第二項第一号を削り、同項第一号の二中「修了した者（」の下に「専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者、」を加え、同号を同項第一号とし、同項第一号の三を同項第一号の二とし、同条第三項中「第一項各号及び前項各号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者とする。」を「次の各号のいずれかに該当する者とする。」に改め、同項に次の各号を加える。

一　検定職種に関し、長期養成課程の指導員養成訓練を修了した者
二　第一項各号、前項各号及び前号に掲げる者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者

別表第二の二の部鋳造科の項中

「

一　系基礎 1　学科 金属材料系鉄鋼科の系基礎学科の①から⑦までに掲げる科目	訓練期間　一年 訓練時間 総時間 一、四〇〇
2　実技 金属材料系鉄鋼科の系基礎実技の①から⑤までに掲げる科目	二〇〇 二〇〇
二　専攻 1　学科 ①　製図 ②　鋳造法 ③　粉末冶金法	二〇〇
2　実技 ①　機械操作実習 ②　鋳造実習 ③　粉末冶金実習	二五〇

」

を

「

一　系基礎 1　学科 金属材 系基礎 ⑦まで	
2　実技 金属材 系基礎 ⑤まで	
二　専攻 1　学科 ①　製図 ②　鋳造 ③　粉末	
2　実技 ①　機械	
②　鋳造	
③　粉末	